蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令 和	14 4	F 3 J	月 8 日	1 (火	() 午	- 後	1 時	305	·			
招集場所	蟹江	町	足場	3 階	当 講	事 堂	2						
出席委員	委 員	長	黒	JII	勝	好	副	委員	長	奥	田	信	宏
	委	員	水	野	智	見	委		員	伊	藤	俊	1
	委	員	中	村	英	子	委		員	佐	藤		茂
	委	員	安	藤	洋	_							
欠席委員	な	し											
会議事件説明のため出席した者	町	長	横	江	淳	_	副	町	長	河	瀬	広	幸
	産業建部	設長	肥	尾	建 -	一郎	部	業次ち推	兼	福	谷	光	芳
	土木農課	 長	東	方	俊	樹	消	防	長	黒	Ш	康	治
	消防本 次 長 総務調	兼	高	塚	克	己							
職務のた め出席し た者	議	長	佐	藤		茂	議事	務局	会長	小	島	昌	己
	書	記	萩	野	み	代	主		任	大	竹	孝	平
付託事件	議案第		子 售	蟹江町 蟹江町 牧正に	丁消防	可員							

○委員長 黒川勝好君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠に ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託をされております案件は2件でございます。慎重に審査をお願いいたします。

審査に先立ちまして、横江町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会の開会の前に、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

午前中の総務民生常任委員会のときにもお話をいたしましたが、コロナの罹患者がやっと ちょっと収まったような気がいたしますが、1日に3桁の罹患者を出してどうなんだという 問い合わせも結構来ました。

保健所の対応というのが一生懸命やっているんですけれども、非常にタイトな状況が続いたそうでありまして、県からの要請を受けて、2月そして3月いっぱいまで職員をローテーションを組んで、今津島保健所のほうに勤務をさせていただいております。大変厳しい状況が続いていると言いながらも、ちょっと光が見えてきたかなというような報告を受けております。

一方、連日ロシア軍によるウクライナ侵攻ということで、非常に厳しい状況がマスコミで流れてくるわけでありますが、我々も国際社会に向けてしっかりと物を申していかなきゃいけないのかなということを愛知県の町村会でもやろうかという話になってございます。

また一方、多分部課長から皆さんのところにお話をさせていただくと思いますが、民生部の入り口のところに赤十字の義援金のコーナーを設ける予定でありますので、またご関心のあった方は協力していただけるとありがたいのかな、こんなことを思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日2件の議案がございます。いずれも大変重要な議案でありますので、どうぞ慎重審議 のほどよろしくお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いしま す。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより審議に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願い

をいたします。

それでは、議案第11号「蟹江町都市公園条例等の一部改正について」を議題といたします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。 何か質疑ございますか。

○副委員長 奥田信宏君

ちょっとここの多少そぐわないような気もいたしますが、ちょっと質問させていただきます。

これは維持管理の話でありますが、今ここにも当然私のところにも今の町道ですね、県道 から町に格下げされていましたので、町道の維持管理費をお払いをさせていただいておるん ですが、前にもちょっとこれこのままになっているのであれですが、ちょっと皆さんに知っ ておいてほしいということがありまして、私のところの隣に大きい木があります。かなり大 きな木が、要するに上をまたいで高くなっています。それで私当然維持管理だろうと思って 県の維持管理課へ話をしに行ったら、いやあそこはもう蟹江町さんへ寄付をしましたという 話でして、そして町のほうへもお聞きをしましたら、根っこのところが自分のところの敷地 にあればそこが自分のところでやってもらうんですよという話があったんですが、ところが 町道の中に入っているので、当然また町がやってもらえるんだろうと思って、ちょっとこれ で半年もうちょっとなる前に話がなかったので、そういうときの場合は要するに根っこのと ころが町道であれば町が管理をするということになっておるというふうにこれは正式に聞い た話なんですが、そういうものとは違うのかどうなのか。それ一度、もしそうであったら早 く切ってほしいのは一つは、大きなトラックなんか今ちょっと工事をやっているので入れな いでいるんですが上へかぶさってしまうので、どういうものになるのかもう一度、ほかの方 には一遍見に来ていただきたいんですが、そんな話をちょっとどういうふうに今後されるの かをちょっとお聞きをしていきたいと思いますが。

○十木農政課長 東方俊樹君

先ほど奥田委員からおっしゃられた件ですが、確かに愛知県ともお話をさせていただいている中でちょっと今進んでいない状況ではございますが、実際今所有者の方のお話も聞きつつ進めないといけないなというふうに思っていまして、今後県もどこまでやっていただけるかというところも相談しながら、ちょっと対応をしていきたいなというふうには思っています。今ちょっと進んでおりませんので申し訳ありませんが、今後進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長 奥田信宏君

当然のことながら、木の所有者というのか根っこのところは違いますよ、蟹江町のものだからあれなんですが、当然切ってもらえる、私もそれで昔の全部書類を持って行って話をしましたので、当然そのうちやってもらえるだろうという話には思ってみえるんですが、それこそ半年ぐらい経っているので、それでこれがどういうふうに最終的に、駄目なら駄目ということで何が駄目なのかも教えてほしいですし、やっていただくならやっぱり交通安全上もやっぱりこれは早くやっていただかないと私が一生懸命図面や何か持っていてもしようがない話になりますので、よろしくお願いいたします。どなたか……。

○副町長 河瀬広幸君

すみません、奥田委員いろいろとご心配をおかけしています。

私もその話をお聞きしまして、もともと難しいのは道路の管理上の問題と私有地の問題がありまして、現実それだけ大きい木になりますと、じゃ最初に植えたものなのか自然のものなのか、いろんなちょっと議論がございまして、なかなか難しい点がございました。

ただそうはいうもののやっぱり道路管理上支障になりますので、県と協議をしつつ、なかなか進捗が見えない状況ではあります。今私も考えていますのは所有者のほうとも話をさせていたださつつ、道路の管理上支障になれば当然我々のほうが選定も含めて少しやらなさやいかん方向にあるなということは思っておりますけれども、今後のためにもしっかりとその辺のルール決めをしたいと思っています。

県のほうとも協議をさせてもらいました。県はそれは当然県から町に移管すれば維持管理権が町へ移りますので、わしは知らんわという形になると思うんですが、もともと非常に長い期間たっているところでありますので、町から言わせてもらえば、もう少し前に県のほうで処理していただければこういう問題もなかったと思いますけれども、いろんな事情がありますので、もう少し一歩踏み込んでしっかりと対応していくようにやっていきたいと思っています。

いずれにしろ多分所有者でやっていただくのは非常に困難な状況でありますので、町かも しくは県が含めて、少し道路の通行に支障が出ないような状態にしたいというふうに思って おりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

よろしくお願いします。

○委員長 黒川勝好君

奥田委員、よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

ございませんね。よかったですか。いいですか。よかったですか。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませ んか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第11号「蟹江町都市公園条例等の一部改正 について」は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 黒川康治君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございますか。何もございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

それでは質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませ んか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託をされました案件は全て終了いたしました。

委員長報告の作成につきましては、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時41分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 黒川勝好